

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）
（教職員課）

一 趣旨

埼玉県人事委員会からの意見・報告（令和三年九月九日付け）を踏まえ、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるなどの改正を行うものである。

二 内容

学校職員が六十歳に達した日後、最初の四月一日以降、給料の月額を六十歳前の七割水準とする改正等

三 施行期日

令和五年四月一日